

## 青森県教育委員会第719回定例会会議録

期 日 平成20年12月17日(水)  
場 所 教育庁教育委員会室

### 議事目録

- 報告第1号 議案に対する意見について
- 議案第1号 青森県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画(教育委員会所管分)について
- その他 職員の懲戒処分の状況について

平成20年12月17日(水)

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後1時55分
- ・出席者の氏名  
川村恒義、鈴木秀和、島 康子、高橋幸江、(教育長)田村充治
- ・説明のために出席した者の職  
細越教育次長、尾崎参事、小林参事、金子参事、長尾参事、外崎参事、教育政策・教職員各課長
- ・会議録署名委員  
鈴木委員、高橋委員
- ・書記  
相坂 譲、白戸克幸

## 会 議

### 報告第1号 議案に対する意見について

(事務局説明 細越教育次長)

県議会第256回定例会に提出された、「平成20年度青森県一般会計補正予算(第2号)案(教育委員会所管分)」、「公の施設の指定管理者の指定の件」3件及び「青森県基本計画未来への挑戦の策定の件」について、知事から意見を求められたが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したものである。

はじめに、「平成20年度青森県一般会計補正予算(第2号)案(教育委員会所管分)」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、9,975万3千円の減額となっている。これを既決予算額と合計すると補正後の歳出予算額は、1,461億1,736万6千円となり、一般会計予算総額の20.6パーセントを占めることとなる。

以下、計上した歳出予算の主なものについて説明する。

まず、職員の給与関係費については、人事異動等に伴う増減額の精査を行い、3億4,511万5千円を減額した。

また、国の補正分を受けて特別支援学校費において、県立学校の耐震化を加速するため、青森県立七戸養護学校等4校の体育館の耐震補強設計・工事に要する経費として9,046万7千円を計上した。

次に、「公の施設の指定管理者の指定の件」3件についてであるが、それぞれ、青森県総合運動公園及び新青森県総合運動公園、青森県営スケート場並びに青森県武道館の指定管理者を指定するものである。

次に、「青森県基本計画未来への挑戦の策定の件」についてである。

県では、平成16年12月に、県行政運営の基本方針として「生活創造推進プラン」を策定し、この基本計画に基づき諸施策を実施しているが、今年度で計画期間が終了することから、平成21年度から平成25年度までの5年間を計画期間とする新たな基本計画を策定するためのものである。

なお、当該計画の教育委員会所管分をもって、教育基本法に基づく、青森県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画とする件については、この後の議案で審議いただくこととしている。

(川村委員長)

ただ今の報告について、意見・質問はあるか。

(鈴木委員)

100年の大計という話があったが、この計画を作るに当たって、先を見越した内容になっていると思うが、100年先を見据えることはなかなか難しいことと思う。それなりの未来像がなければ基本計画は立てられないはずで、その未来像というもの

をどのように考えたのか、どのような100年後の現状、予想、どのような社会を考えたのか、基本的なところをお聞かせいただきたい。

(細越教育次長)

教育基本法に基づく教育振興計画については、この後の議案で審議いただくことになるが、鈴木委員からのお話については、計画のねらいということで記述しており、今回の青森県の基本計画については、概ね20年後の姿を想定して、我々はそこを目指していくんだという考え方に基づいて策定されている。教育、人づくり分野についても20年先というスパンで計画が立てられている。

(教育長)

100年先を見据えることは非常に難しい。少なくとも本県の子どもたちは、本県の未来を担う子どもたちであり、豊かな心、確かな学力はもちろんのこと、厳しい社会状況、いろいろな課題が加速度的に通り過ぎていくような状況の中で、何か困難があったときにそこを逞しく乗り切っていくような、そういう逞しい心をどう育てていくのか、政策的には高等学校教育改革第3次実施計画や、或いは現在取り組んでいる入試改革などを進めながら、少々の困難でも乗り切っていける、県内、日本はもちろん、世界に飛び立って逞しく活躍できるような子どもたちを、我々、学校と一丸となって育てていきたいと思っている。

(川村委員長)

ほかに何かあるか。なければ、ただ今の報告の件については、了解した。

議案第1号 青森県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画(教育委員会所管分)について

(事務局説明 新岡教育政策課長)

教育基本法第17条第2項により、地方公共団体は、政府の策定した教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされている。

青森県では、平成21年度からの5か年を計画期間とする「青森県基本計画未来への挑戦」が、さる12月10日に県議会において議決された。この計画のうち「教育、人づくり分野」には、教育に関する政策・施策と主な取組が盛り込まれており、本年7月1日に閣議決定された国の教育振興基本計画を参酌したものとなっている。

また、「青森県基本計画未来への挑戦」は、現行の「青森県教育施策の方針」とも整合性がとられている。

このことから、「青森県基本計画・未来への挑戦」の教育委員会所管分をもって、教育基本法第17条第2項に基づく青森県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画(教育委員会所管分)とするものである。

(川村委員長)

ただ今の説明について、意見・質問はあるか。

(島委員)

県の基本計画の「教育、人づくり分野」の中で、知事部局の所管分と教育委員会の所管分が両方、相乗効果で行われていくべきと思うが、知事部局の所管分の方の中身はどうなっているか。

(新岡課長)

資料に記載されている大きな1番「あおもりの未来をつくる人材の育成」のうち、(1)から(8)までの施策については、大部分が教育委員会の所管である。ただし、(6)の私学の振興とか、(7)の「社会が求める人材を育成するための教育の推進」の中で、「活力ある地域づくりに向けて、地域中小企業の後継者育成を支援します。」とか、「大学生などを対象とした専門的・実践的な技術習得を推進します。」とかが知事所管分である。また、お手元の資料には記載されていないが、大きな2番「あおもりの今をつくる人材の育成」のうち、(3)の「人生の各段階に応じた多様な学習機会の提供」は教育委員会所管分であるが、それ以外、例えば(1)の「地域経済、地域づくりをけん引する人材の育成」や(2)の「農山漁村を支える多様な経営体の育成」などは知事所管分である。それから、大きな3番「文化・スポーツの振興」のうちで、(1)の「歴史・文化の継承と発信」、(3)の「スポーツに親しみ、競技力を向上させる環境づくり」は教育委員会所管分であるが、(2)の「芸術文化活動の推進」といったところが、知事所管分の内容である。

(細越教育次長)

「教育、人づくり分野」については、主に、子ども教育委員会として盛り込まなければいけないものを掲載しており、私学教育も含まれてはいるが、県教育委員会を取り組まなければならない内容がまとまった形で記載されている。ただ、県の基本計画全体には、それぞれの分野で教育に関わることも記載されているということである。

(川村委員長)

ほかに質問・意見はないか。なければ、議案第1号は原案どおり決定することに異議はないか。

(全議員)

異議なし。

(川村委員長)

議案第1号は原案どおり決定する。

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

(事務局説明 白石教職員課長)

県教育委員会が11月に行った職員に対する懲戒処分の状況を報告する。

事案1から3までは、最高速度を超える速度で自動車を運転し、警察に検挙されたもので、それぞれ戒告の処分とした。

事案4についてであるが、高等学校教諭が、生徒から徴収した学年費について、4月分12万円、6月分9万円を自宅に持ち帰り保管するという不適切な管理をしたものである。

平成18年度においても、この職員は、学年費17万円及び修学旅行積立金253万円を自分名義の口座に入金するなどの不適切な保管を行い、平成19年3月29日付けで戒告処分を受けており、さらに嚴重に指導を受けていたにもかかわらず、このような行為をしたということで、減給の懲戒処分としたものである。

事案5についてであるが、中学校教頭が、生徒468人の名簿、調査書及び職員66人の職員一覧等の個人情報を保存した外付けのハードディスク、これを温泉の駐車場に停めた無施錠の自動車の中に置いたまま入浴し、車上荒らしにあい紛失したというものである。

この個人情報には、本来持っているのではない前任校のデータも含まれている上、生徒の成績等極めて重要な内容が含まれている、かつ、大量である、また、教頭として、個人情報の管理について職員に指導する立場であったにもかかわらず、自ら許可なく持ち出しし、当然払うべき注意を著しく怠ったものであること等を考慮し、減給の懲戒処分とした。

なお、紛失した個人情報について、これまでのところ、外部に流出したという情報はない。

事案6は、小学校教頭が、修学旅行団長として児童を引率した際に、2日間にわたり、他の職員3人とともに昼食時にビールを飲んだものである。

この教頭は、修学旅行の引率責任者でありながら、職員の飲酒を制止せずに自らも飲酒に及んだことから、戒告の懲戒処分としたものである。なお、飲酒した職員3人については所管の教育委員会から訓告を受けている。

(教育長)

服務規律の確保については、これまでも各所属長に対して、機会ある毎に再三にわたり、指導の徹底をお願いしてきたが、今回、交通違反事故以外にも、3件の服務規律違反が発生したということは、大変遺憾である。

そのため、服務規律の確保について、11月26日付けで改めて通知を発出し、現金の取扱い、個人情報の漏えい防止、飲酒時のマナー遵守についても、指導の徹底をお願いしたところである。

今後とも、教職員一人一人が自覚を持つということが1番重要なことであり、こうした自覚を持って、服務規律の確保に努めるよう、様々な機会を捉えて周知徹底を図って参りたい。

(川村委員長)

日中、子どもたちがいる前で、例えビール1杯でも飲むということは、やはり教育者としてはいかなものか。今まで以上に服務規律の徹底をお願いしたい。

今回の懲戒処分については、了解した。

